	(2)　冷却剤を収納する容器は十分に換気されたコンテナ等によって輸送されなければならない。 (3)　冷却剤に利用される危険物を収納した容器には、「冷却剤使用中」の文字と、それに続いて当該危険物の品名（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは当該危険物の品名（英語名）と、それに続いて「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字が表示されなければならない。 (4)　冷却剤を収納した容器又は無包装のドライアイスを収納したコンテナ等を運送する場合には、「冷却剤使用中」の文字と、それに続いて当該冷却剤の品名（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは当該冷却剤の品名（英語名）、国連番号及びそれに続いて「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字をコンテナ危険物明細書等に記載しなければならない。この場合において、国連番号は「UN」の文字に続けて記載しなければならない。 (5)　無包装のドライアイスを用いる場合、ドライアイスをコンテナ等の金属構造部分と直接接触させてはならず、ドライアイスとコンテナ等の間に30 mm以上の間隔を作るための適切な手段を講じなくてはならない。
SP299	次に掲げるものであって、かつ、非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載されているものは、危険物に該当しない。 (1)　ISO8115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上の綿花（乾性のもの） (2)　ISO8115：1986に従って測定した密度が400kg/m³以上の亜麻（乾性のもの） (3)　ISO8115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上のサイザル麻（乾性のもの） (4)　ISO8115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上のタンピコ繊維（乾性のもの）
SP301	機械又は装置類は、次に掲げる要件を満たすものに限る。ただし、他に品名が明示されている機械又は装置類は、当該品名に該当しない。 (1)　内蔵されている危険物が、別表第1の「少量危険物の許容容量又は許容質量」の欄に容量又は質量が掲げられているもののみであって、容量又は質量が「少量危険物の許容容量又は許容質量」の欄に掲げられている容量又は質量以下であること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。 (2)　2以上の危険物を内蔵している機械又は装置類にあっては、それらの危険物は、混合した場合に、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的反応を起こすおそれがないものであること。 (3)　液体の危険物を内蔵している機械又は装置類であって、下向きにしてはならないものにあっては、JIS Z 0150に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。
SP304	水酸化カリウムを乾燥させた状態の電池に限る。
SP305	濃度が50mg/kg以下のものは、危険物に該当しない。
SP306	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1及び2の試験を実施した場合に、爆発性を示さないものに限る。
SP307	当該危険物に該当する硝酸アンモニウム系肥料は、次のいずれかに該当するものに限る。 (1)　硝酸アンモニウムの含有率が90%以上であって、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2%以下の均一な混合物（硝酸アンモニウムを不活性化するための添加された無機物を含有するものを含む。） (2)　硝酸アンモニウムの含有率が80%以上90%未満であって、炭酸カルシウム、ドロマイト又は硫酸カルシウム（無機物）を含有し、かつ、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.4%以下の均一な混合物 (3)　硝酸アンモニウムの含有率が70%以上90%未満であって、他の無機物を含有する均一な混合物 (4)　硝酸アンモニウムと硫酸アンモニウムの混合物であって、硝酸アンモニウムの含有率が45%以上70%未満で、硝酸アンモニウムと硫酸アンモニウムの含有率の合計が70質量%以下であり、かつ、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.4%以下のもの
SP308	魚粉1kg当たり100mg以上の抗酸化剤（エトキシキンに限る。）を含むものに限る。

SP309	主に硝酸アンモニウム及び燃料相の混合物から成る鋭敏化されていないエマルジョン、懸濁液及びジェルであって、使用前の精製工程を経てタイプE爆破薬の製造を行うことを目的としたものに適用すること。危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ8に合格したものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものであること。
SP310	次に掲げる要件を満たす場合であって、単電池又は組電池の総数が100以下のときは、SP230の(1)の要件を適用しない。 (1)　容器等級Ⅰの危険物を収納して運送することができる容器の基準に適合した容器（金属製ドラム、プラスチック製ドラム、合板製ドラム、金属製箱、プラスチック製箱又は合板製箱に限る。）に収納されていること (2)　個々の単電池又は組電池が内装容器に収納されており、かつ、緩衝材（非可燃性かつ非導電性のものに限る。）により保護されていること
SP312	1　燃料電池エンジンを動力源とする自動車又は装置であって、蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を装着したものを含む。 2　内燃機関を動力源とする自動車であって、蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を装着したものを含む。
SP315	備考2(6)の毒物の吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち、蒸気を発生する物質において容器等級Ⅰに該当するものを除く。
SP316	乾性であって砕けにくい錠剤状で運送されるものに限る。
SP321	常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。
SP322	乾性であって砕けにくい錠剤状で運送されるものは、容器等級をⅢとする。
SP324	濃度が99質量%以下のものにあっては、安定化されたものであること。
SP327	廃棄物として運送されるエアゾールは本品名として運送することができる。
SP328	1　燃料電池カートリッジは、燃料電池に供給するための燃料を蓄えるものであり、燃料電池への燃料供給量を制御するバルブを介して燃料が供給されなければらず、燃料電池カートリッジは通常の運送状態において内容物が漏れることがないよう設計され製造されたものでなければならない。 2　燃料として液体を使用する設計仕様の燃料電池カートリッジは、容器包装無しで100kPa（ゲージ圧力による。）の内圧試験に合格する設計仕様のものでなければならない。 3　各設計仕様の燃料電池カートリッジ（SP339の要件に適合する水素化金属中に水素を含有する燃料電池カートリッジを除く。）は、収納システムの損傷を最も生じさせそうな向きで硬い落下面への1.2 m落下試験において、内容物の漏えいがないこと。 4　リチウム金属電池又はリチウムイオン電池が燃料電池システムに含まれている場合は、国連番号が3091又は3481の危険物に該当する。
SP332	硝酸マグネシウム六水和物は、危険物に該当しない。
SP333	点火型のエンジンに使用されるエタノール及びガソリン、モータースピリット又はペトロールの混合物は、揮発性の差異にかかわらず本品名に割り当てなければならない。
SP334	運送中の間、燃料との混り合いを防止するための独立した２つの措置が講じられている場合においては、活性剤を含有することができる。
SP335	1　危険物に該当しない固体と国連番号が3082の危険物との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものは、国連番号が3077の危険物として運送することができる。 2　次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　国連番号が3077の危険物であって、密閉された容器又は物品危険物に収納されており、10g未満であること。 (2)　危険物に該当しない固体と国連番号が3082の危険物との混合物のうち、含まれる液体が10ml未満であって、密閉された容器又は物品危険物に収納されており、かつ液体が分離していないこと。
SP338	次の掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　55℃ における内容物の平衡圧力の2倍以上の圧力において、漏えい又は破裂しないものであること。 (2)　55℃ において1,000 kPa以下の蒸気圧を有する引火性の液化ガスを200mlを超えて収納してないものであること。